

高松市外郭団体の運営等指導基準

平成16年9月

高 松 市

高松市外郭団体の運営等指導基準

1 目的

この基準は、法令等に定めがあるもののほか、市の外郭団体の運営等に関する指導について必要な事項を定め、もって外郭団体の管理運営の効率化・適正化に資することを目的とする。

2 用語の定義

- (1) この基準において、「外郭団体」とは、当該外郭団体の基本財産、資本金等に占める市の出資金又は出捐金の割合が25%以上であり、かつ、市の出資又は出捐の割合が最も大きい法人をいう。
- (2) 前号に規定する法人のうち、基本財産、資本金等に占める市の出資金又は出捐金の割合が50%以上の法人を「特定団体」といい、それ以外の法人を「その他団体」という。

3 主管局長の責務

外郭団体を所管する局長（以下「主管局長」という。）は、所管する外郭団体に対し、その自主性を尊重しつつ、設立の趣旨に沿ってその業務が適正かつ効率的に運営されるよう、この基準に従い、適切な指導等を行うものとする。

4 総務局長及び財政局長の責務

総務局長及び財政局長は、主管局長に対し、必要に応じて助言・協力を行うとともに、外郭団体に対する指導等が統一的かつ円滑に行われるよう、調整を行うものとする。

5 協議・報告の要請

- (1) 主管局長は、特定団体が、次に掲げる事項を行おうとする場合は、当該特定団体に事前協議を求めるものとする。
 - ア 廃止又は統合
 - イ 定款又は寄附行為の変更
 - ウ 役員及び管理職員（職員のうち管理監督的地位にある職員をいう。以下同じ。）の任免
 - エ 組織の新設又は改廃
 - オ 職員数の変動又は職員の採用・昇任
 - カ 役員の報酬及び職員の給与の決定

- キ 諸規程の制定又は改廃（軽微なものを除く。）
- ク 基本財産の造成又は処分
- ケ 重要な財産の取得又は処分
- コ 各事業年度の事業計画及び予算の作成又は変更
- サ アからコに掲げるもののほか、団体の管理運営に関する重要事項の決定

(2) 主管局長は、次に掲げる事項について、特定団体に報告を求めるものとする。

- ア 主要な事業の進捗状況
- イ 前事業年度の事業報告及び決算
- ウ その他特に報告を要すると認められる事項

6 組織及び人事管理

主管局長は、次の基準に基づき、特定団体の組織及び人事管理について指導する。

(1) 職員数の適正化

職員数は、人員の効率的な運用や事務の効率化等を総合的に勘案し、適正なものとする。

(2) 役員数の適正化

役員数は、特定団体の事業規模、事業内容等を総合的に勘案して、適正なものとする。

(3) 組織の簡素合理化

ア 関連又は類似の業務を行う特定団体が複数の局にまたがる場合は、関係局間において調整の上、統廃合等の見直しを行う。

イ 事業執行の一層の効率化を図るため、小規模又は細分化された組織については、再編・統合の見直しを積極的に行うとともに、組織の硬直性を排し、業務動向に応じた機動的かつ弾力的な組織運営に努める。

ウ 組織及び職員数は、特定団体の事業規模、経営状況等に応じたものとし、業務量の変化に応じた効果的かつ弾力的な配置に努めるとともに、新たな業務への対応についても、既存業務の見直しや事務処理方法の改善等により、新規の増員を抑制し、簡素で効率的な執行体制とする。

エ 管理職員等については、民間を含む幅広い人材の活用に努める。

(4) 職員の定年

職員の定年については、高松市職員の定年等に関する条例（昭和59年高松市条例

第20号)に準じることを原則とする。

(5) 責任体制の明確化

事務決裁に係る規程等を整備することにより、責任の所在及び意思決定過程の明確化を図る。

7 給与等の適正化の推進

主管局長は、次の基準に基づき、特定団体の給与等の適正化について指導する。

- (1) 役員の報酬及び職員の給与については、経営状況、他の外郭団体との均衡等を十分に勘案して定め、かつ、市の一般職員の給与等の内容を限度とする。
- (2) 職務と責任に応じた適正な給料表の適用を図る。
- (3) 特殊勤務手当等諸手当の見直しを図る。
- (4) 時差出勤制度等の活用努める中で、時間外勤務手当の総額の抑制を図る。
- (5) 退職手当の適正化を図る。

8 特定団体の常勤の役員の在職期間及び報酬等

主管局長は、次の基準に基づき、特定団体の常勤の役員の在職期間及び報酬等について指導する。

- (1) 在職期間は、原則として、満64歳に達する日の属する年度の末日までとする。ただし、在職期間の延長について、特別の事情があると認める場合は、総務局長に協議しなければならない。
- (2) 報酬は、別に定める額を基準とする。
- (3) 退職手当は、支給しない。

9 特定団体の嘱託職員の在職期間及び給与

主管局長は、次の基準に基づき、特定団体の嘱託職員の在職期間及び給与について指導する。

- (1) 委嘱期間は、1期間(1年度を1期間)以内とし、最初の委嘱の日の属する年度における4月1日を起算日として、通算4期間を超えない範囲内で更新できる。ただし、業務の執行上、特別の事情があると認める場合は、年度の初日において64歳に達している者又は委嘱期間が通算して4期間を超えている者に委嘱することができるが、その場合は、総務局長に協議しなければならない。
- (2) 給料は、別に定める額を基準とする。
- (3) 扶養手当、住居手当及び退職手当は、支給しない。

1 0 職員の意識改革

主管局長は、外郭団体の職員一人一人がその団体の使命を踏まえ、意識を改革し、能力と意欲を高めるよう指導する。

1 1 職員研修

主管局長は、外郭団体の職員の資質の向上を図るため、次の基準に基づき、職員研修について指導する。

- (1) 職員研修を強力に進め、外郭団体間の交流や共同研修を実施するとともに、少数精鋭主義の徹底に努める。
- (2) 職員の能力開発等を図るため、研修の内容の充実等専門知識の習得を推進する。

1 2 事業及び財務管理

主管局長は、次の基準に基づき、特定団体の事業及び財務管理について指導する。

- (1) 特定団体の設立目的を踏まえ、事業内容、活動状況、果たしている機能、市又は民間との役割分担等について、恒常的に見直しを行い、計画的かつ適正な業務運営の確保を図る。
- (2) 目的の達成や特定団体相互あるいは民間企業等と競合するなど社会情勢の変化に伴う事業は、当該事業の見直しを行い、必要性が乏しくなっているものは、廃止又は縮小する。ただし、事業の継続が必要な場合は、当該事業の共同実施や業務の移管に努める。
- (3) 特定団体の経営状況を十分に把握し、今後の経営見通しを明らかにするとともに、不採算部門や下降傾向にある部門の業務の見直しなど、経営改善に向けた特定団体の主体的な取組みを強化するため、具体的な数値目標を設定した経営改善計画を策定する。
- (4) 特定団体の計画的・安定的経営確立のため、施設稼働率や利用者数などについて、適切な成果指標を設定した中・長期的な経営計画を策定するものとする。
- (5) 民間企業の経営手法を最大限に採り入れた効率的な事業執行を行う。
- (6) 事業は、利用者満足度調査を実施するなどにより、社会経済情勢の変化に適切に対応し、市民ニーズに適応したものとなるよう努める。

1 3 財政負担の縮減・合理化

- (1) 主管局長は、次の基準に基づき、財政負担の縮減や合理化に努める。

ア 財政支援の抜本的見直しを行い、補助金等の整理合理化を図る。

イ 新規事業や既存事業の委託化などに当たっては、既存団体だけでなく民間・NPOの活用も視野に入れて検討する。なお、新規の外郭団体の設立は、厳に慎むこととする。

ウ 既に、外郭団体に委託されているものについても、経営効率とサービスを勘案し、コスト高になっている場合には、民間委託を含めた委託先の変更を検討する。

エ 市の財政的支援は、外郭団体の公益性、市の行政との関連性及び将来における運営の見通し等を総合的に勘案して、真にやむを得ない場合に限り実施する。

(2) 主管局長は、財政負担の縮減や合理化を図るため、次の基準に基づき、外郭団体を指導する。

ア 施設の管理運営を行う特定団体が、その施設の設備の維持管理等の業務を外部委託するに当たっては、さらに競争入札、見積り合せ等を積極的に実施するなど競争原理を導入し、効果的・効率的運営を図る。

イ 積極的な事業展開を図り、事業収入の確保等財政基盤の強化を図る。

ウ 一般管理費は、毎年度一定率の節減目標を設定するなど可能な限りの抑制に努める。

エ 財産の運用管理は、特定団体の健全な運営に必要な基本財産を除き、ペイオフへの対応も含め、安全かつ確実またできるだけ高い運用益が得られる方法で行う。

オ 予算執行は、厳正かつ簡素を旨とし、適正に行う。

1.4 経営評価及び情報公開システムの推進

主管局長は、次の基準に基づき、経営評価及び情報公開システムの推進について指導する。

(1) 事業・業務運営等経営評価システムを創設し、経営評価を実施し、結果等を公表する。

(2) 関係法令や団体の自主性・自立性に配慮しながら情報公開の充実を図り、透明性の確保に努める。

(3) 高松市情報公開条例（平成12年高松市条例第39号）の例により、情報公開に関し必要な措置を講ずる。

1.5 自主的な経営努力を促す制度の検討

主管局長及び財政局長は、外郭団体が行う公の施設の管理については、自主的な経営努力の強化を可能とする利用料金制度の導入及び外郭団体の経営にインセンティブ

を与える制度について検討する。

1.6 その他団体に対する指導

主管局長は、その他団体の運営等についても、必要に応じ、前記6から1.5までの規定に準じて、適切に指導等を行うものとする。

附 則

この内規は、平成16年9月13日から施行する。

附 則

この内規は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成24年4月1日から施行する。